

# 福井県鯖江市方言における命令表現の形式

今 尾 ゆき子

キーワード：命令形式・尊敬語助動詞の変化形式・終助詞連鎖・終助詞「マ」/「ヤ」

## 0. はじめに

福井県嶺北方言の特徴の一つとして、命令表現に用いられる多様な文末形式があげられる。例えば次の様な例の下線部である（出典資料記号は稿末を参照。数字は頁数。表記は原文のまま）。

- |   |           |
|---|-----------|
| (1) 見つからんよに <u>せい</u> や。(見つからないように <u>しろ</u> よ)           | [ : 140 ] |
| (2) シネマ( <u>しなさい</u> よ)                                   | [ : 223 ] |
| (3) やり直し <u>しな</u> はる。(やり直し <u>しなさい</u> )                 | [ : 10 ]  |
| (4) <u>せん</u> なま。(するなよ)                                   | [ : 988 ] |
| (5) シンナ。(するな)   | [ : 77 ]  |
| (6) まぜこぜ <u>ねせん</u> とき <u>ねえ</u> 。(混ぜこぜに <u>しないで</u> おきな) | [ : 149 ] |

本稿では、方言語彙集・方言談話資料等から得た用例と鯖江出身者を対象とする聞き取り調査をもとに、命令表現について考察する<sup>1)</sup>。1. で、動詞・助動詞の活用形から命令表現に用いられる諸形式の類型化を試みる。2. で、命令表現の諸形式について文法的特徴と用法を考察する。3. では、命令表現に用いられる終助詞「マ」と「ヤ」の使い分けを分析する。以下、原則として方言形はカタカナで、対応する共通語形はひらがなで表記する。ただし、言語資料からの方言例は原文のまま引用した。

## 1. 命令表現の類型化

聞き手に何かをさせるために働きかける表現は、命令・依頼・勧誘の3タイプがある。このう

ち依頼表現は「遠回しな命令」あるいは「丁寧な命令」として命令表現の一種とする考えもあるが、ここでは鈴木(1972)にしたがい、動詞の文法的形式の面から命令表現と依頼表現(Vてくれ・Vてください類)を分け、「Vてくれ・Vてください」の類は扱わない<sup>2)</sup>。

共通語の命令表現には、以下のような動詞・助動詞の活用形式が用いられる。

- 1) 動詞命令形[普通体]: さっさと行け。
- 2) 動詞連用形+助動詞命令形なさい[丁寧体]: さっさと行きなさい。
- 3) 動詞辞書形: さっさと行く(行くんだ)。
- 4) 否定疑問形: さっさと行かないか。

これに対して、福井県鯖江市方言(以下、鯖江市方言という)における命令表現の形式は次の点で共通語と大きく異なる。

尊敬語助動詞「なさい」の多様な変化形式が存在すること

動詞勧誘形が用いられること

なかでも、尊敬語助動詞「なさい」には3つの下位類型が認められ、そこから派生した多様な変化形式は鯖江市方言の特徴と言っても過言ではない。本稿では、動詞・助動詞の命令形と勧誘形を用いた命令表現を取り上げて、以下に示す方言形式について考察する(表1参照)。

1. 動詞の命令形[普通体]
  2. 尊敬語助動詞「なさる」の命令形(「Vナサイ」)[丁寧体]
    - 1) ナセイ
    - 2) ネ(ネエ・ネヘイ)
    - 3) ナハイ(ナハレ・ナハロ)
  3. 動詞の勧誘形
- 2)の「ネヘイ」については、「ナセイ」系あるいは「ナハイ」系にまたがる変化形式と考えられるが、ここでは便宜上「ネ」系に分類した。

表1 鯖江市方言における命令表現の基本類型

命令表現の基本類型	例(行く)	
	命令表現	禁止表現
1 動詞の命令形[普通体]	行ケ	行クナ
2 尊敬語助動詞(Vなさる)の命令形[丁寧体]		
1) Vナセイ	行キナセイ	行キナサンナ
2) Vネ(ネエ・ネヘイ)	行キネ(ネエ・ネヘイ)	行カントキネ
3) Vナハイ(ナハレ・ナハロ)	行キナハイ(ナハレ・ナハロ)	行キナハンナ
		行カントキナハレ
3 動詞の勧誘形	行コ(ウ)	行キナハンナ



(え)、「の(う)」)と命名し、A類にはB類またはC類が、B類にはC類が後続可能であるが、その逆の接続はないとしている。このような終助詞連鎖の法則をもとに、田野村は、「動詞連用形+な」の「な」は、終助詞「な」が後続することを根拠に「なさい」の変化形とみなしている(「早く歩行<sup>あるき</sup>なナ」: 田野村1994:105)。この「動詞連用形+な」の「な」に関しては、田野村(1994)と同じく、次のような終助詞連鎖の規則から終助詞ではなく「なさい」の変化形と考えられる<sup>5)</sup>。

C類の終助詞「な」は、B類の終助詞「よ」に後続可能であるが(よな) その逆の連鎖はない(\*なよ)。「な」を終助詞とみなした場合、終助詞連鎖の規則に反することになる。

(8) 歩行 + (\*<sup>あるき</sup>なよ)

C類 + B類

また、終助詞「ね」「な」「の」は同じC類に属し、同類の終助詞連鎖(「ねな」・「ねの」)は生じない。

(9) 歩行 + (\*<sup>あるき</sup>なね / \*<sup>あるき</sup>なな / \*<sup>あるき</sup>なの)

C類 + C類    C類 + C類    C類 + C類

方言形「行キネ」についても、同じことが言える。「行キネ」は、B類の終助詞「ヤ」を付加して用いられる。

(10) 行キネ + ヤ

B類

「行キネ」の「ネ」を終助詞とすると、C類の「ネ」にB類の「ヤ」は後続できない(\*ネヤ)。

(11) 行キ + (\*ネヤ)

C類 + B類

同様にC類の終助詞「ネ」、「ナ」、「ノ」との連鎖もありえないことになる。

(12) 行キ + (\*ネネ / \*ネナ / \*ネノ)

C類 + C類    C類 + C類    C類 + C類

これらの形式に加えて方言形式には、「なさい」の「さ」が変化した「ナハイ」系の諸形式が併存する(図2)。

3) ナハイ(ナハレ)

([sa]と[ha]交替)

なさる    なさい    1) ナセエ

(サ脱落)

ナイ<sup>6)</sup>    2) ネ(ネエ・ネヘエ)

図2 鯖江市方言における尊敬語助動詞「Vなさる」の変化形式

## (2) 「Vなさい」の変化形式の用法

尊敬語助動詞「Vなさい」を使った丁寧形は日常敬語的な命令表現に多用されるが、鯖江市方言には多くの変化形式が併存し、忠告、指示、助言と待遇関係を考慮した様々な使い分けがなされている。

## 1) 「Vナセイ」

嶺北方言では連母音[ai]が[ei] [e:]となることが多い。この音韻則に従って「なさい」は「ナセイ」となる。現在では殆ど使われないが、否定形「ナサンナ」は中高年層で使われている。

(13) イキナセイ (行きなさい)

(13) イキナサンナ (行きなさるな)

## 2) 「Vネ」

共通語の「～なさい」「～な」にあたり、「柔らかな命令表現として」、「親しい人や年下に対する気軽な感じの命令」、あるいは「ややぞんざいな命令」に用いられる。この「Vネ」形は鯖江市、福井市地域における代表的な方言形式で、年齢・男女の別なく、年下や同輩に対する気軽な命令・指示・助言・勧誘と多岐にわたる表現に用いられる。以下の例文中、(14)は母から子供への指示、(15)は近所の主婦同士の会話、(16)と(17)は映画祭と飲食店の勧誘広告文である。

(14) 台どこに芋がいでたで食べねえ 台所に芋が茹でてあるので食べなさいね [ :19 ]

(15) ぼおまき んたなもん、おきねえの (そんなもの、やめなさいよ) [ :146 ]

(16) 「映画をみにきねま～」(見にきてよ～) [ :「みにキネマ福井」 ]

(17) 「いっぺん寄ってみねま!」(一度寄ってみてよ!) [ 飲食店「カントリ」の看板 ]  
対応する禁止形は「Vントキネ (Vないでおきなさい)」が多用される。

(18) まぜこぜにせんときねえ。 [ 既出 :149 ]

また、「Vネ」形とともに「Vネヘエ」を用いた命令表現も観察される。便宜上「ネ」形で取り扱ったが、「ナハイ」形との中間に位置する語形で、中高年齢層で命令・指示・勧誘と幅広く用いられる。対応する禁止形は「Vナハンナ」である。

(19) はよ、寝ねへえ。(早く寝なさい) [ :30 ]

(20) せめて一よさ、うらんどこへ とまんねきねへえま。(せめて一晚、うちへ泊まりに来て下さいよ) [ 既出 :166 ]

(21) おどかしなはんなま (驚かさなさいよ)(禁止形) [ :80 ]

## 4) 「Vナハイ」

「ナハイ」形を使った命令には、「Vナハイ」「Vナハレ」「Vナ(ハ)口」などの派生形

式があり、現在では高齢者層でのみ用いられている。禁止形は、「Vナハンナ」である。

(22) ちゃんとおちょきしなはい。(きちんと正座しなさい) [ : 32 ]

(23) かわいそうなこと言うなはんなま。(言うてはいけませんよ) [ : 173 ]

(24) シナハ口(しなさい。やんなる。やれよ) [ : 49 ]

(25) シナ口(せよ) [ : 223 ]

(26) 誰にもろたんや。ゆうなはる。(言え) [ : 165 ]

さらに丁寧度が高い「マセ」を付加した「なされませ」の変化形「ナハレンセ(なされませ)」も散見する。

(27) 「言わんときなはれんせ。」(言わないでおきなさいませ) [ : 38 ]

この「ナハレンセ」の変化形として「ハ」が脱落した「ナレンセ」が、「シマイナレンセ」という表現に限って使われるとの指摘もある。

(28) ソロソロ、シマイナレンセ。(そろそろ、お終まいになさい)

これまでの考察の結果、言葉を使って他者に働きかける命令表現に、尊敬語助動詞「ナサル」から派生した多彩な変化形式が存在し、それぞれ年令、相手、状況に応じて使い分けられていることが分かる。

### 2.3 勧誘形

勧誘形は、話し手の参加を前提とした動作の実現を聞き手に働きかけるのに用いられる。しかし、話し手が参加しないことを前提として、一方的に聞き手に働きかける「とおまわしな命令」に勧誘形が使われることを鈴木(1972:58)は指摘している。

(29) さあ、みなさん、おりこうにして先生のお話を聞きましょうね。

(30) 交通道德をまもりましょう

勧誘形を使った命令表現については、仁田(1991:223)も「やわらげた命令」と称して、「動作主体に話し手を含まないことによって<誘いかけ>を表すシヨウ形の用法から派生した」と説明している。この用法は「動作主体に話し手を含まない」が、聞き手に働きかける動作の実現に関して話し手が心情的に参加している場合に用いられる。

(31) (下戸で飲めない部長が部下に酌をしながら)「とにかく、もう一杯いこう。」

「やわらげた命令」は「～てもらう」の勧誘形を用いると、聞き手に対する強要の度合いが強くなる。

(32) 「ちょっと来て貰おう。」

「へエ。」

[ 仁田1991:222 ]

このように、共通語では、勧誘形を用いて話し手の意向を聞き手に強要するには、「～てもらう」の使用が必要である。

これに対して富山県井波町方言では、動作の実現を聞き手に一方的に押しつける命令表現（「動作主体に話し手を含まない」）に勧誘形が使われることを井上 2003:119-120 が指摘している。

(33) (なかなか行こうとしない子供をせかすように父親が)

こら、ハヨ 行ヨ。(こら、早く行きな) [井上2003:120]

富山の例は子供に対する「やわらげた命令」で、「共通語では『・・・シナ』の形の命令文がこれに近い意味で使われることがある」と説明されている。一方、鯖江市方言では、対象を年少者に限らず、しかも強く厳しい調子の命令表現に勧誘形が用いられる。例文(34)では、勧誘形「あっちゃへいこお。」が普通体禁止形「ミンナマ(見るなよ)」と共に用いられていることに注目したい。

(34) うらぁ絵かくの下手やで みんなま、みんなとけて、あっちゃへいこお。(私は絵を描くのが下手だから見るなよ、見ないでおけば。あっちへ行け。)[ :154]

上例は、鯖江地域において、動詞の命令形を使って言うのと同じような発話意図で勧誘形が用いられていることを例証するものである。

### 3. 命令表現に用いられる終助詞「ヤ」と「マ」

ここでは、2で取り上げた動詞・助動詞の命令形式に後続する終助詞の「ヤ」と「マ」の用法を考察し、その使い分けを分析する。命令に用いられる終助詞「ヤ」と「マ」に関しては、殆どの嶺北方言資料において意味・用法の異同に関する記述が十分ではなく、「ヤ」にも「マ」にも共通語の「よ」が対訳として当てられている。

(35) シネヤ(しなさいよ。しなさいって)

(36) シナハイマ(しなさいよ) [ :223]

(37) そんな あやなこと せんま。(しないでほしい 希望禁止) [ :149]

上例では「ヤ」と「マ」が交替でき、対応する共通語は「よ」である。

(35) シネマ(しなさいよ。しなさいって)

(36) シナハイヤ(しなさいよ)

(37) そんな あやなこと せんま。(しないでほしい 希望禁止)

しかし次のような場合は、「ヤ」の代わりに「マ」を使うと意図が変わってしまう。

(38) きしなね コンモリわすれなはんや(？マ)(来るときに、コウモリ傘わすれてはいけませんよ) [ :48]

このような方言形の「ヤ」と「マ」の使い分けについて、命令表現を下位分類してその異同を分析する。分析の基準に用いる命令表現の用法は以下のとおりである。

- 1) 義務・強制的用法
- 2) 禁止用法

## 3) 勸奨・勸誘的用法

## 4) 選択的・許可・許容的用法

## 1) 義務・強制的用法

義務・強制的な命令には動詞命令形に「マ」が付加される。「ヤ」も使用されるが、その場合、要求の度合いが低くなる。

(39) なんじゃろ、きなぐさいぞ、ちょっと見てこい<sup>マ</sup>(ヤ)(見てこいよ) [ : 50]

## 2) 禁止用法

相手の動作・行為を禁じる際には、動作・行為が実現していない状況で事前に禁止する場合と、既に実現した(事後の)状況でその続行を禁止する場合がある。仁田(1991:251)は前者を<未然防止>、後者を<続行阻止>と呼んでいる。井上(2003:116)では、意味上から事前禁止を「念押し命令」事後禁止を「異議申し立て的命令」と名付けている。

共通語では、事前禁止と事後禁止の「よ」の使い分けは、イントネーションの違いで表される(「」は、文末で上昇、「」は、文末で上昇せず低く押さえたままを表す)。次の(40a)と(41a)は、井上(2003:116)の例文である(森山・安達(1996:108)にも同様の例文がある)。

(40a)(写真を撮る前に「動いてはならない」ことを注意)「いいか、動くなよ」

(41a)(動いてしまったことに異議を申し立てる)「おい、動くなよ」

これに関して、井上(2003:116)が方言形では異なる文末形式(終助詞)が使われることを指摘している。(40b)と(41b)は、井上(2003)の富山県砺波郡井波町方言の例である。

(40b)「念押し命令」(事前禁止)「いいか、動クナヤ (動クナヤ)」

(41b)「異議申し立て的命令」(事後禁止)「おい、動クナマ (動クナマ)」

井波町方言では、(40b)と(41b)が示すように事前の念押し命令には「ヤ」「マ」(上昇・非上昇の両方使用可能。「ヤ」の方が強い念押し命令)、事後の異議申し立て的命令には「マ」「マ」(上昇・非上昇の両方使用可能。相手の反応をうかがう意味が加わるので「マ」は「マ」より弱い)が使われると述べている。

一方、鯖江市方言では井波町方言と少し異なり、次のような「ヤ」と「マ」の使い分けが観察される。

(40c)(写真を撮る前に「動いてはならない」ことを注意)「いいか、動クナヤ (\*マ)」

(41c)(動いてしまったことに異議を申し立てる)「おい、動クナマ (ヤ)」

(40c)と(41c)からも分かるように、事前注意には「ヤ」が使われ、「マ」は使うことができない。事後の注意には、「マ」も「ヤ」も使うことができる(「マ」の方が「ヤ」より禁止の調子が強い)。ただし、井波町方言のように、「マ」は使用しない。(42)は「事前禁止」、(43)は「事後禁止」を示す例である。



(42) 火事がいくで、火なぶりせんな<sup>ㇿ</sup> 火事になるから、火遊びするなよ [事前] :508]

(43) 「・・・大根てな 足やなあ」「ほんな可哀想なこと言わんときね<sup>ㇿ</sup>(マ)」[事後]

禁止表現における終助詞「ヤ」と「マ」の使い分けを表2にまとめる。

表2 禁止表現における方言終助詞「ヤ」と「マ」

禁止表現の用法	共通語	富山・井波町	福井・鯖江市
事前禁止（未然防止）	動くなよ	動クナヤ 動クナヤ	動くなヤ
事後禁止（続行阻止）	動くなよ	動クナマ 動クナマ	動クナマ 動クナヤ

なお、禁止の「ナ」を用いた禁止形ではないが、未然防止につながる忠告・注意・注意喚起にも命令形+「ヤ」が頻用される。

(44) おっかちゃんね見つからんよねせい<sup>ㇿ</sup>(?ま)(お母さんに見つからないようにしなよ)  
[ :140]

(45) はくもんちゃんと覚えしとかな、とられてまうで 気いつけねへえ<sup>ㇿ</sup>(?マ)。

(履き物をきちんと覚えておかないと、盗られてしまうから気をつけなさいよ)[ :128]

### 3) 勸奨・勧誘的用法

勸奨・勧誘的用法では、「ヤ」と「マ」のいずれも使用される。この場合も、「マ」のほうが「ヤ」よりも、働きかけの度合いが強い。(46)は強い命令的勸奨、(47)も「せめて」が用いられていることから分かるように、懇願に近い強い勧誘の用法である。

(46) 早よいこさ、こいま(ヤ)(早く行こうよ、来いよ) [ :101]

(47) せめて 一よさ うらんどこへ とまんねきねへえ<sup>ㇿ</sup>(マ) [ :166]

(せめて一晩、私のうちへ泊まりに来てくださいよ)

次のキャッチコピーも「ヤ」で言い換えることはできる。しかし「ヤ」を使った場合、相手に訴えるパンチ力は弱くなる。

(48) 映画を見にきね<sup>ㇿ</sup>まあ(見にきねヤ) [既出]

(49) いっぺん寄ってみね<sup>ㇿ</sup>ま!(寄ってみねヤ) [既出]

### 4) 選択的・許可・許容的用法

相手に選択の余地を残す形の働きかけや許可・容認的な命令表現「よかったら(よけれ

ば)・・・命令文」には、「ヤ」が用いられる。この場合「マ」は使わない。

(50) 行きたければ行けや(\*マ)(何とかなるよ)[許可・許容的用法] [ : 508 ]

(51) 「こんだできた蕎麦屋んまいんかえ」

「んまいくらい 食べね行ってこいよ(\*マ)」

(すごくうまい。(よかったら) 食べに行ってこいよ。)[選択的用法] [ : 173 ]

以上、命令表現の用法をもとに「ヤ」と「マ」の使い分けを分析した。「ヤ」に関しては、共通語にも命令形に後続する用法(命令形+ヤ)が存在する。したがって、方言話者にとっても非方言話者にとっても、「ヤ」は方言として認識されにくい形式である。しかし、共通語の「ヤ」が親しい人や仲間内で使う「ぞんざいな」男性語という認識があるのに対して、方言の「ヤ」は、若い女性が家族や親しい仲間内で頻繁に使う。いわゆる「気づかれにくい方言」といえよう。

一方「マ」は、感動詞系転成文末詞(藤原1986)とも称され、共通語には存在しない。それ故に、(隣接する福井市も含めた)鯖江市方言の最も特徴的な形式の一つとして挙げる事ができるだろう。強い命令調子で使われる「マ」と軽い調子で使われる「ヤ」、あるいは相手に何度働きかけても行為の実現に至らない場合に使われる「強意」の「マ」(行けマ; 行けってば)に対する一過性・言い放ち的な「ヤ」など論じられてはいる。しかし、「ヤ」と「マ」の使い分けには、相手に対する働きかけの強さや丁寧さだけでは測れない様々な文法現象が存在する。3. では、「事前禁止」・「事後禁止」と選択・許容的表現において「ヤ」と「マ」の用法に顕著な差異が現れることを明らかにした。表3は「ヤ」と「マ」の異同に関する考察の結果をまとめたものである。

表3 命令表現における「ヤ」と「マ」の用法

命令の用法	例文(行く)	ヤ	マ
1) 義務・強制	(絶対) イケ		
2) 禁止用法			
事前	(おい、絶対) イクナ		×
事後	(今後、絶対) イクナ		
3) 勧奨・勧誘的	(是非) イケ		
4) 許可・許容的	(行きたければ) イケ		×

#### 4. おわりに

本稿では、鯖江市(隣接する福井市も含む)における命令表現の諸形式について、方言語彙集等の方言資料と聞き取り調査をもとに、その文法的特徴を考察した。1. では、尊敬語助動詞

「ナサイ」の多様な変化形式を類型化し、2. で終助詞連鎖の法則を援用して「ネ形命令文」の「ネ」が「ナサイ」の変化形式であることを論証しようとした。また、この地域では、勧誘形を用いた命令表現が年少者のみを対象とする軽い命令ではなく、年少者に限らず強い調子の命令に用いられることを例証した。3. では、命令形に後続する終助詞「ヤ」と「マ」の用法を考察し、共通語の「よ」に当たるとされてきた両形式の異同を明らかにした。

本稿の執筆に当たり、仁愛大学の天野義廣先生には貴重な資料と多くのご助言を頂いた。福井ネイティブでなく、しかも方言研究について全くの素人である筆者にとって、天野先生のご教示はまことに有り難く、記して謝意を表します。

注1) 福井県鯖江市方言の用例については、方言資料のうち、鯖江市、嶺北および全県と記載されているものを対象とした。

2) 鈴木(1972:54)は、基本的には命令する形(動詞命令形:例:食べろー食べなさい)が使われる文を命令する文、「～して くれる(して くださる)」の命令する形が使われる文を依頼する文としている。「動詞テ形+くれ・ください」は命令表現に多用されるが、本稿では考察の対象としない。

3) 「シェイ」は「若年層では完全に衰退している」との指摘がある(加藤1992:160)

4) 松本(1994:34)に「イキナイ」「イキネエ」(行きなさい)は「行きなさい」の転訛とある。

5) 「Vな」形命令文(行きな・食べな)の「な」を終助詞とみなす立場もある(『例解新国語辞典』(1984)三省堂、『国語辞典』(1993)集英社)。

6) 福井県飯塚市八木山方言において、女性は、動詞命令形・禁止形で言うことは少なく、尊敬語助動詞「なさる」の簡略形「ナル」の命令形・禁止形「イキナイ」「イキナンナ」を用いるとの記述がある(岡野1984:68,79)。

この「Vナイ」形は、福井市に隣接する坂井郡丸岡出身である中野重治の自伝的小説『梨の花』の会話文に頻出する。例文(52)は祖母から孫に対する指示、(53)は祖父から母への助言という大人同士の会話である。例文(53)では、「休みナイ」「言いナッタ」と両者とも尊敬語助動詞「ナル」が用いられている点に注目したい。

(52)「・・・こっぴりあたって早う寝ない。(寝なさい)」とおばばがいう。 [ :195 ]

(53)「そうばたばたせんと、少し休みないの。(休みなさいよ)」

「そんなこといいなつたかって、・・・休むどころじゃないがいの・・・」 [ :389 ]

7) 女性が多用するという指摘もある(加藤1992:162)。

#### 例文出典

: 中川幾一(1993)『福井ことば』私家版

: 福井県師範学校編(1975)『福井県方言集』国書刊行会

: 松本善雄(1981)『福井県方言集とその研究』私家版

: 松本善雄(1994)『福井県方言辞典』私家版

: 藁輪寿栄治(1990)『さばえ方言考』私家版

: 中野重治(1961)『梨の花』『日本文学全集 35 中野重治集』新潮社 187-532

: 福井新聞(2003年7月5日付)

## 参考文献

- 天野俊也(1989)『昭和時代の猪野の言葉』
- 天野義廣(1974)『福井県勝山市の生活語彙』
- 天野義廣(1997)「中野重治の自伝的小説の文末詞(上)」『仁愛国文』第14号 13-26.
- 天野義廣(1999)「中野重治の自伝的小説の文末詞(下)」『仁愛国文』第16号 33-38.
- 井上優(1995)「方言終助詞の意味分析 富山県砺波方言の『ヤ/マ』『チャ/ワ』」『研究報告集』16 国立国語研究所 161-184.
- 井上優(2003)「方言のしくみ 文法(語法・意味)」『ガイドブック方言研究』ひつじ書房 113-137.
- 岡野信子(1985)「方言の文法・表現法の記述」『新しい方言研究』『国文学解釈と鑑賞』5月臨時増刊号 至文堂 65-80.
- 加藤和夫(1992)「福井県の方言」『現代日本語方言大辞典』1巻 明治書院 159-163.
- 小林隆 / 篠崎晃一編(2003)『ガイドブック方言研究』ひつじ書房
- 佐藤茂(1983)『講座方言学6 中部地方の方言』国書刊行会 363-385.
- 鈴木重幸(1972)『日本語文法・形態論』むぎ書房
- 田野村忠温(1994)「終助詞の文法 江戸語資料に見る終助詞の体系性」『日本語学』第13巻第4号4月号 明治書院 94-112.
- 仁田義雄(1991)『日本語のモダリティと人称』ひつじ書房
- 藤原与一(1982, 1985, 1986)『方言文末詞<文末助詞>の研究』春陽堂書店
- 松本善雄(1981)『福井県方言集とその研究』私家版
- 森山卓郎・安達太郎(1996)『日本語文法 セルフマスターシリーズ 6 文の述べ方』くろしお出版